

岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領

第1章 総則

(目的)

第1 県は、緊急雇用創出事業等実施要領（平成31年3月29日付け職発0329第36号）第3の1に規定する事業復興型雇用確保事業について、事業復興型雇用確保事業実施要領（平成31年3月29日付け職発0329第36号。以下「実施要領」という。）に基づき、東日本大震災津波で被災した沿岸12市町村（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市をいう。以下「沿岸12市町村」という。）において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、被災三県求職者の生活の安定を図り、沿岸12市町村の復興を支えるため、被災三県求職者の雇入れに係る費用に対する助成及び沿岸12市町村の人手不足に対応するため、被災三県求職者以外の者も含む求職者の雇入れに際し、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の維持・確保を達成した事業所に係る当該住宅支援の導入等に要した費用に対する助成として、予算の範囲内で、事業復興型雇用確保助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災三県求職者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 平成23年3月11日時点で岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた者であって失業状態にある者

イ 平成23年3月11日時点で通学するために岩手県、宮城県及び福島県外に居住していた者であって、高等学校、大学等を卒業予定の者又は卒業後3年以内の者（1年以上継続して同一の事業主に期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用であって、かつ、契約の更新が可能なものとして雇用された経験がない者に限る。）で助成金の対象となる事業所（以下「助成対象事業所」という。）に雇い入れられた者（当該雇い入れられた者の扶養者が、平成23年3月11日時点で岩手県、宮城県及び福島県に居住していた場合に限る。）

(2) 雇入費 被災三県求職者の雇入れに要する賃金等の費用をいい、職業訓練、雇用管理費等に係る費用を含む。

(3) 助成対象労働者 雇入費助成を受ける要件となる労働者をいう。

(4) 再雇用 助成対象事業所の事業主が被災三県求職者を雇い入れた場合であって、その前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことがある者を、再び同一事業所に雇い入れることをいう。

- (5) 新規雇用 助成対象事業所の事業主が雇い入れた被災三県求職者のうち、再雇用以外の雇入れをいう。
- (6) 短時間労働者 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。
- (7) フルタイム労働者 短時間労働者以外の労働者をいう。
- (8) 住宅支援費 沿岸12市町村に所在する事業所が、受給要件労働者の雇入れに際し、住宅支援の導入等に要した費用をいう。
- (9) 受給要件労働者 住宅支援費助成を受ける要件となる労働者をいう。
- (10) 基準日 受給要件労働者の雇入日から原則として、1年、2年及び3年を経過した日をいう。
- (11) 不正受給 故意若しくは重大な過失により支給申請書その他の提出書類（以下「支給申請書等」という。）に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない各種助成金等を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、支給申請書等の記載誤りが故意又は重大な過失によらない軽微なものと認められる場合はこの限りでない。

（助成対象事業所）

第3 助成対象事業所は、次の各号のいずれかの事業を実施する沿岸12市町村に所在する事業所とする。

ただし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所に限るものとするが、平成28年3月31日までに次の各号のいずれかの事業の対象となった事業所にあつてはこの限りでない。

- (1) 実施要領2(1)①に規定する国又は地方公共団体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするものに限る。）又は雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業であつて、商工労働観光部長が別に定めるもの
- (2) 実施要領2(1)②に規定する「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業であつて、商工労働観光部長が別に定める基準に従い、岩手県事業復興型雇用確保助成金認定委員会において認定されたもの

2 第7第1項及び第20第1項に規定する支給認定の申請（変更を除く。）を行うことのできる事業所は、原則として、岩手県事業復興型雇用創出助成金を含め、当該年度の前年度までに最初の助成金の支給を受けていない事業所に限る。ただし、次の(1)から(3)の場合を除く。

- (1) 過去の助成対象事業所のうち、支給申請年度の前年度以前における助成金の支給申請に係る最も雇入れの早い助成対象労働者または受給要件労働者の雇入れから2年以内に雇入れを行った労働者（以下「2年以内労働者」という。）に係る支給申請を行う場合。

ただし、助成対象労働者が助成対象期間中に自己都合により離職した場合であって、他の労働者が離職した助成対象労働者の助成対象期間や支給額等を引き継ぐ場合は、2年以内労働者でない労働者を補充として助成対象労働者（以下「補充助成対象労働者」という。）とすることができる。

なお、助成対象労働者が他の事業所に配置転換し、又は所定労働時間の短縮等により助成対象外となった場合は、自己都合により離職したものとみなす。

(2) 助成対象労働者の2年目及び3年目に係る支給申請を行う場合。

(3) 過去の助成対象事業所で当該助成対象期間が終了している場合において、過去に助成金の支給を受けるにあたって認定を受けた前項第1号又は第2号の事業と同一の事業について複数回実施が認められた場合。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主は、助成対象としない。

(1) 助成金の支給を申請する日から過去3年間に不正受給を行ったことがある事業主並びに当該助成金及び第1項第1号又は第2号の事業において不正受給を行ったことがある事業主

(2) 役員等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる事業主

第2章 雇入費助成

（助成対象労働者）

第4 助成対象労働者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（以下「地域課」という。）が定める期間に助成対象事業所に雇用された被災三県求職者

(2) 「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの」である雇用契約により雇用された者

(3) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者に該当する労働者

2 助成対象労働者のうち、助成対象事業所に再雇用された者の割合は、当該事業所の助成対象労働者全体の雇入数の8割を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する労働者は、助成対象労働者としてしない。

(1) 平成23年11月21日以降に、事業主都合により労働者を解雇又は雇止め（退職勧奨等による場合を含む。）した事実がある場合は、その人数分の労働者

(2) 平成23年11月21日以降に、助成対象労働者の雇用契約期間を第1項第2号で規定する期間としていない事実がある場合は、その人数分の労働者

- (3) 雇入れに係る費用が国又は県が支給する他の補助金等（国又は県が他の団体に委託して実施しているものを含む。）の支給対象となっている労働者
 - (4) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した労働者
 - (5) 再雇用された被災三県求職者（以下「再雇用者」という。）であって、平成23年11月21日以降に離職した者（期間の定めのある雇用契約で雇い入れられた労働者であって、あらかじめ当該契約を更新しないことが明示され、当該雇用契約の満了により離職したものを除く。）
 - (6) 第3第1項第1号又は第2号に規定する産業政策の支援決定が行われる前に雇い入れられた労働者
 - (7) 第7第1項に規定する雇入費助成金の支給認定の申請において、前年度以前に助成金の支給を受けたことがある事業所については、当該助成対象事業所における助成対象労働者のうち、雇入れの最も早い新規雇用者の雇入日から2年経過後に雇い入れられた労働者。ただし、第3第2項第1号に規定する補充助成対象労働者とする場合はこの限りでない。
 - (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1項第2号に規定される派遣労働者
 - (9) 第7第1項に規定する雇入費助成金の支給認定の申請日において在職していない労働者
- 4 事業主は、この助成金を理由として労働条件を低下させてはならない。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守し、労働条件の向上を図るように努めなければならない。

（雇入費助成金の支給対象期間）

- 第5 雇入費助成金の支給対象期間は、原則として、事業主が助成対象労働者を雇い入れた日（以下「雇入れ開始日」という。）を起算日として3年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、3年を経過する日が令和11年3月31日を超える場合は、令和11年3月31日までとする。ただし、第3第2項第1号の規定に基づく2年以内労働者については、3年を経過する日が令和13年3月31日を超える場合は、令和13年3月31日までとする。
- 3 助成対象労働者が再雇用者である場合は、第4第2項の要件を満たすこととなる日を当該再雇用者の雇入れ開始日とする。
- 4 雇入れ開始日が第8の助成金の支給認定を受けた年度（以下「開始年度」という。）の前年度以前の年度に属するときは、認定を受けた年度の4月1日を起算日とする。

（雇入費助成金の支給額）

- 第6 雇入費助成金の支給額は、助成対象労働者及び所定労働時間の区分に応じて、起算日から1年を経過するごとの期間（以下「年支給対象期間」という。）の最初の1年を1年目、その後の1年を2年目、残りの1年を3年目とし、次の表に掲げる額とする。

助成対象労働者	所定労働時間	1 年目	2 年目	3 年目	総支給額
第 3 第 1 項第 1 号の事業 で新規雇用又は再雇用さ れた助成対象労働者及び 同第 2 号の事業で新規雇 用された助成対象労働者	フルタイム労働者	60万円	40万円	20万円	120万円
	短時間労働者	30万円	20万円	10万円	60万円
第 3 第 1 項第 2 号の事業 で再雇用された助成対象 労働者	フルタイム労働者	48万円	32万円	16万円	96万円
	短時間労働者	24万円	16万円	8万円	48万円

- 2 前項の規定にかかわらず、雇入れ開始日が支給認定申請日から 2 月を遡った日（以下「特定日」という。）の前日以前となる場合は、特段の理由がない限り雇入れ開始日から特定日の前日までの期間を当該年支給対象期間から除いた期間を基礎として算出した額とする。
- 3 支給する雇入費助成金の総額は、1 事業所につき 2,000 万円を上限とする。
- 4 助成対象労働者が離職した場合は、離職した日までの雇用日数に応じて日割りにより算出した額とする。
- 5 補充助成対象労働者に係る支給額は、当該離職した助成対象労働者の支給対象期間の残期間に相当する期間の範囲内で算出した額とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、助成対象労働者が在職していない期間がある場合は、特段の理由がない限り、在職していない期間を当該年支給対象期間から除いて算出した額とする。
- 7 第 4 第 2 項に規定する限度を超えた助成対象労働者に係る支給額は、第 4 第 2 項に規定する限度を超えることとなった新規雇用者の離職の日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日から再び第 4 第 2 項に規定する限度を超えないこととなる日の前日までの期間を当該年支給対象期間から除いて算出した額とする。
- 8 助成対象労働者ごとに算出した支給額に千円未満の端数が生じた場合は、原則として当該端数を切り捨てた額を支給額とし、切り捨てた額は翌年度以降に雇用が継続した場合に限り、翌年度以降の支給額に加算するものとする。ただし、最終年度においては、原則として千円未満の端数を含め支給する。
- 9 前各項に定めるもののほか、雇入費助成金の算定方法は県が別に定める。

（雇入費助成金の支給認定の申請及び支給額決定の申請）

第 7 雇入費助成金の支給を受けようとする事業主は、事業復興型雇用確保助成金雇入費（変更）支給認定申請書（様式第 1 号。以下「雇入費認定申請書」という。）に県が定める書類を添え、県に提出しなければならない。また、助成対象労働者について変更があった場合（県

が別に定める軽微な変更を除く。)も同様とする。

2 前項の申請期間は県が別に定める。

3 事業主は、第1項の雇入費認定申請書の提出に併せて、当該年度の事業復興型雇用確保助成金雇入費(変更)支給額決定申請書(様式第2号。以下「雇入費支給申請書」という。)を提出しなければならない。また、雇入費助成金の支給開始年度の翌年度以降は、県が別に定める日までに雇入費支給申請書を提出しなければならない。

(雇入費助成金の支給認定)

第8 県は、事業主から第7第1項の雇入費認定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事情聴取、実地調査及び関係機関の意見聴取等を行い、雇入費助成金の支給又は不支給の認定を行い、認定の内容を当該事業主に通知する。

(雇入費助成金の支給額決定)

第9 県は、第7第3項の雇入費支給申請書が提出されたときは、当該年度の雇入費助成金の支給額(以下「雇入費助成金支給額」という。)を決定し、当該事業主に通知する。

(雇入費助成金の実績報告)

第10 雇入費助成金支給額の決定を受けた事業主(以下「助成対象事業主」という。)は、県が別に定める日までに、当該年度の事業復興型雇用確保助成金雇入費実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)を県に提出しなければならない。

(雇入費助成金の実績支給額の決定及び雇入費助成金の請求)

第11 県は、助成対象事業主から第10の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事情聴取、実地調査及び関係機関の意見聴取等を行い、当該年度の実績により雇入費助成金の支給額(以下「実績支給額」という。)を決定する。

2 県は、前項の実績支給額を決定したときは、当該助成対象事業主に通知する。

3 助成対象事業主は、前項の通知を受けたときは、速やかに事業復興型雇用確保助成金雇入費請求書(様式第4号)を県に提出しなければならない。

(雇入費助成金の支給等)

第12 県は、助成対象事業主から第11第3項の請求があった場合、その請求が適正なものと認められるときは、雇入費助成金を支給する。

2 助成対象事業主は、実績支給額が第13の規定により前金払された助成金の額を下回る場合は、その差額を県に返納しなければならない。

(雇入費助成金の前金払)

第13 県は、第9の決定を受けた助成対象事業主から請求があった場合は、前金払をすることができる。

2 前項の請求は、一の年度につき1回に限り、当該年度の雇用の実績に応じた助成額又は第9の雇入費助成金支給額の2分の1の額のいずれか少ない額を超えないものとする。

3 助成対象事業主が、第1項の前金払の請求をしようとするときは、事業復興型雇用確保助成金雇入費前金払請求書（様式第5号）を県に提出しなければならない。

第3章 住宅支援費助成

（住宅支援費助成金の助成対象事業所）

第14 住宅支援費助成金の対象となる事業所は、地域課が定める期間に、第3第1項に規定する事業所が、受給要件労働者の雇入に先立って、就業規則等の明文の規定に基づき、次の各号のいずれかの取組を行った事業所とする。

(1) 助成対象事業所で雇用される労働者を居住させるため、事業主が賃借する住宅（以下「借上げ住宅」という。）について、新たに賃借契約を締結すること（以下「住宅の新規借上げ」という。）

(2) 助成対象事業所で雇用される労働者を居住させるため、借上げ住宅について、賃借契約を変更して住宅を追加すること（以下「住宅の追加借上げ」という。）

(3) 就業規則等の規程を改正し、当該助成対象事業所で雇用される労働者に対し労働者自らが居住する住宅に係る経済的負担に対する金銭的な給付（以下「住宅手当」という。）について、新規に導入すること（以下「住宅手当の導入」という。）

(4) 就業規則等の規程を改正し、住宅手当について、金額の増額又は対象者の範囲を拡大すること（以下「住宅手当の拡充」という。）

2 前項に規定する住宅支援の取組は第3第1項第1号又は第2号に規定する産業政策の支援決定後に行われたものに限る。

（受給要件労働者）

第15 受給要件労働者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地域課が定める期間に助成対象事業所に雇用された求職者（被災三県求職者に限らない。）

(2) 「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの」である雇用契約により雇用された者

(3) 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者に該当する者

(4) 雇入日において、第14第1項各号に定めるいずれかの取組の支給対象となっている者

2 受給要件労働者が自己都合により離職した場合であって、事業主が受給要件労働者を新たに雇い入れて補充したときの補充人数は、当該助成対象事業所における受給要件労働者数の2分の1以下の範囲とする。ただし、受給要件労働者が1名の場合は1名の補充を認める。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する労働者は、受給要件労働者ではない。

- (1) 平成23年11月21日以降に離職した者（期間の定めのある雇用契約で雇い入れられた労働者であって、あらかじめ当該契約を更新しないことが明示され、当該雇用契約の満了により離職したものを除く。）
- (2) 第14各号に規定する住宅支援に要した費用が国又は県が支給する他の補助金等（国又は県が他の団体に委託して実施しているものを含む。）の支給対象となっている労働者
- (3) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した労働者
- (4) 第3第1項第1号又は第2号に規定する産業政策の支援決定が行われる前に雇い入れられた労働者
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1項第2号に規定される派遣労働者
- (6) 第20に規定する住宅支援費助成金の支給認定の申請日において在職していない労働者
- (7) 対象事業所において、受給要件労働者の雇入日から過去2年間に事業主都合により解雇した人数分の労働者

4 事業主は、この助成金を理由として労働条件を低下させてはならない。また、労働基準法その他の関係法令を遵守し、労働条件の向上を図るように努めなければならない。

（住宅支援費助成金の支給要件）

第16 住宅支援費助成金は、基準日において、次の各号のいずれにも該当するときに支給する。

- (1) 受給要件労働者が、借上げ住宅に居住し、又は住宅手当の支給を受けていること。
- (2) 受給要件労働者のそれぞれの基準日における受給要件労働者の総数が、受給要件労働者の雇入日における受給要件労働者の総数を下回っていないこと。
- (3) 受給要件労働者のそれぞれの基準日における雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者の総数が、受給要件労働者の雇入日における一般被保険者及び高年齢被保険者の総数を下回っていないこと。

2 第2第10号に規定する基準日については、雇入日の異なる受給要件労働者がいる場合は、県で別に基準日を定めることがある。

（住宅支援費助成金の助成対象期間）

第17 住宅支援費助成金の助成対象期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 住宅を新規に借り上げ、又は住宅を追加で借り上げた場合
受給要件労働者のうち最も早く雇い入れた者の雇入日から3年間とする。
- (2) 住宅手当を導入又は住宅手当を拡充した場合
受給要件労働者に係る手当については、雇入日から3年間とし、受給要件労働者以外の

労働者に係る手当については、受給要件労働者のうち最も早く雇い入れた者の雇入日から3年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年を経過する日が令和11年3月31日を超える場合は、令和11年3月31日までとする。ただし、第3第2項第1号の規定に基づく2年以内労働者については、3年を経過する日が令和13年3月31日を超える場合は、令和13年3月31日までとする。

(住宅支援費助成金の助成対象経費)

第18 住宅支援費助成金の助成対象経費は、第14の助成対象事業所に雇用されている労働者に係る次の各号に定める経費のうち、第17に定める助成対象期間中に支出した経費とする。

- (1) 第14第1項第1号の住宅の新規借上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料
- (2) 第14第1項第2号の住宅の追加借上げに際して変更した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借契約に基づき支払っていた賃借料との差額
- (3) 住宅手当の導入を行った場合は、第14第1項第3号の導入に伴い改正した後の就業規則等に基づき支給した手当の額
- (4) 住宅手当の拡充を行った場合は、受給要件労働者については、最も早く雇い入れた者の雇入に先立って実施した、第14第1項第4号の拡充に伴い改正した後の就業規則等（以下「変更後の就業規則等」という。）に基づき支給した手当の額とし、受給要件労働者以外の労働者については、変更後の就業規則等に基づき支給した手当の額と、変更前の就業規則等に基づき支給する手当の額との差額

(住宅支援費助成金の支給額)

第19 住宅支援費助成金の支給額は、第18各号の助成対象経費の4分の3に相当する額とする。ただし、算出した支給額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- 2 支給する住宅支援費助成金は1事業所当たり年額240万円を上限とする。

(住宅支援費助成金の支給認定の申請)

第20 住宅支援費助成金の支給を受けようとする事業主は、事業復興型雇用確保助成金住宅支援費（変更）支給認定申請書（様式第1号の2。以下「住宅支援費認定申請書」という。）に県が定める書類を添え、県に提出しなければならない。また、受給要件労働者について変更があった場合（県が別に定める軽微な変更を除く。）も同様とする。

- 2 前項の申請期間は県が別に定める。

(住宅支援費助成金の支給認定)

第21 県は、事業主から第20第1項の住宅支援費認定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事情聴取、実地調査及び関係機関の意見聴取等を行い、住宅支援費助

成金の支給又は不支給の認定を行い、認定の内容を当該事業主に通知する。

(住宅支援費助成金の支給申請及び実績報告)

第22 住宅支援費助成金の支給認定を受けた事業主は、県が別に定める日までに、事業復興型雇用確保助成金住宅支援費（変更）支給申請兼実績報告書（様式第2号の2。以下「住宅支援費支給申請兼実績報告書」という。）を県に提出しなければならない。

(住宅支援費助成金の支給額の決定)

第23 県は、第22の住宅支援費支給申請兼実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事情聴取、実地調査及び関係機関の意見聴取等を行い、助成対象期間の実績により住宅支援費助成金の支給額（以下「住宅支援費助成金支給額」という。）を決定し、当該事業主に通知する。

(住宅支援費助成金の請求)

第24 住宅支援費助成金支給額の決定を受けた事業主（以下「助成対象事業主」という。）は、第23の通知を受けたときは、速やかに事業復興型雇用確保助成金住宅支援費請求書（様式第4号の2）を県に提出しなければならない。

(住宅支援費助成金の支給)

第25 県は、助成対象事業主から第24の請求があった場合、その請求が適正なものと認められるときは、住宅支援費助成金を支給する。

第4章 支給認定及び支給決定の取り消し等

(事業の廃止等)

第26 雇入費助成金の助成対象事業主は、第3第1項各号に規定する事業が完了する前に不正の理由によらず実施できなくなったときその他の事由により事業の継続ができなくなったときは、速やかに事業復興型雇用確保助成金事業廃止届（様式第6号）のほか、必要に応じて事業の継続ができなくなった日までの雇入費助成金に係る実績報告書を提出しなければならない。

2 県は、前項の届出があったときは、事業の継続ができなくなった日をもって当該助成対象事業主に対する支給認定及び支給額の決定を第29第1項第2号の規定により取り消す。この場合において、県は、認定を取り消した日までの実績に応じて第11第1項の規定の例により実績支給額を決定し、支給認定及び支給決定の取消並びに実績支給額を当該事業主に通知する。

3 雇入費助成金又は住宅支援費助成金の支給認定は受けているが、支給額決定を受けていない事業主（以下「認定事業主」という。）は、第9又は第23による支給額決定前に事業の継続

ができなくなったとき又は第16に規定する支給要件を満たさなくなったときは、第1項に定める事業廃止届を速やかに県に提出しなければならない。

- 4 県は、前項による届出があったときは、事業の継続ができなくなった日又は第16に規定する支給要件を満たさなくなった日をもって当該認定事業主に対する当該年度以降の支給認定を第29第1項第2号の規定により取り消し、その旨を当該事業主に通知する。
- 5 第1項又は第3項の規定による届出が相当の期間提出されなかった場合は、当該助成対象事業主にあつては当該助成対象事業主に係る当該年度以降の支給認定及び支給決定を、当該認定事業主にあつては当該認定事業主に係る当該年度以降の支給認定を、事業の継続ができなくなった日をもって第29第1項第2号の規定により、取り消し、その旨を当該助成対象事業主又は当該認定事業主に通知する。

(支給認定申請及び支給申請のみなし取下げ)

- 第27 県は、支給申請書等に不備等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、相当の期間支給申請書等の補正が行われなかった場合その他事業主の責に帰すべき事由により支給認定又は支給決定できないときは、当該助成金の支給認定及び支給決定の申請が取り下げられたものとみなす。
- 2 県は、前項の規定により当該支給申請書が取り下げられたものとみなし、不支給の認定及び決定を行ったときは、第8又は第21の規定の例により当該事業主に通知する。

(調査)

- 第28 県は、助成金の支給について、必要と認める場合は、事業主その他の関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取及び立入検査を行うことができる。
- 2 県は、助成金の支給について、必要と認める場合は、岩手労働局その他の関係機関に照会を行うことができる。

(助成金支給認定及び支給決定の取消し)

- 第29 県は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該各号に定める額に係る支給認定及び支給決定（以下「支給認定等」という。）を取り消すことができる。
- (1) 第3第3項各号に掲げる事由に該当した場合は、支給認定等の助成金の全額
 - (2) 前号に該当しない場合であつて、当該事業主に支給されるべき助成金の額を超えて支給認定等をした場合は、当該支給されるべき額を超えて支給認定等をした部分の額
 - (3) その他支給認定等を取り消すことが相当と認められる場合は、取り消すことが相当と認められる額
- 2 県は、前項第1号に該当すると認めた場合においては、同号に該当すると認めた日又は助成金の支給を取り消した日以後、当該事業主に助成金を支給しないものとする。
 - 3 県は、第1項の規定による取消しを行った場合は、その決定の内容を当該事業主に通知す

るものとする。

(助成金の返還)

第30 事業主は、第29の規定により助成金の支給決定を取り消された場合において、取り消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、県の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

(加算金)

第31 県は、事業主が第29第1項第1号の規定による助成金の支給決定の取消しを受け、助成金の返還を命じられたときはその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部の額を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業主の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

(延滞金)

第32 県は、事業主が第30の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付させることがある。

(個人情報の取扱い)

第33 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する事業主が支給認定の申請を行った場合は、当該事業主は、助成金の申請に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(証拠書類等の整備等)

第34 助成金の支給を受けた事業主は、認定申請書類その他関係書類を、当該助成金の支給が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補足)

第35 この要領に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年9月15日から施行し、平成29年度分の助成金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年6月25日から施行し、平成30年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年8月20日から施行し、平成30年度分の助成金から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月9日から施行し、令和元年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年6月29日から施行し、令和2年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年8月6日から施行し、令和3年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度分の助成金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年5月19日から施行し、令和4年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 6 月 15 日から施行し、令和 5 年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 5 月 10 日から施行し、令和 6 年度分の助成金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 22 日から施行し、令和 7 年度分の助成金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 8 年 8 月 3 日から施行し、令和 8 年度分の助成金から適用する。